

## 呉市指定袋の仕様及び発注方法の見直しについて

現在、家庭ごみについては、ごみの減量とリサイクルの推進を図ることを目的として、指定袋等制度（家庭ごみの有料化）を導入しています。

この度、呉市指定袋等製造等業務に係る委託契約の期間満了（令和5年3月31日）に伴い、脱炭素化、カーボンニュートラル<sup>※1</sup>等への取組も踏まえながら、指定袋の仕様及び発注方法の見直しを行います。

### 1 現状

#### (1) 指定袋

平成16年10月に指定袋等制度を導入し、その後、合併区域を含む市内全域のごみ出しルールを統一しました。

現在、可燃ごみ用5種類（10リットル、20リットル、30リットル、40リットル、45リットル）、不燃ごみ用3種類（10リットル、20リットル、30リットル）で運用しています。

#### (2) 発注方法

包括管理による対応の迅速化及び業務の効率化の観点から、指定袋等の製造、保管、販売店からの受注及び配送を一括（1者）で行っており、委託期間は3年間としています。

### 2 課題

#### (1) 指定袋の仕様

ア 令和元年5月に国において策定された「プラスチック資源循環戦略」の重点戦略に、指定袋へのバイオマスプラスチック<sup>※2</sup>の使用が掲げられていますが、本市においては現在取り組んでいません。

イ 可燃ごみ用の指定袋が5種類と多いことから、製造コストが割高となっています。

※1 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、排出を全体としてゼロにすること。

※2 原料として植物等の再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材

## **(2) 発注方法**

ア 指定袋の製造・保管・受注・配送を一括して1者に発注しており、また、3年先の原油価格を予測して価格を設定するため、契約金額が高めになる傾向があります。

イ 指定袋の包装方法をロール式に限定していますが、ロール式は製造できる業者が少なく、参入できる業者が限られるため、競争原理が十分に働いていません。

## **3 見直しに向けた調査**

### **(1) 指定袋の利用状況等**

令和3年6月に実施した、ごみの排出状況等に関する市民アンケート調査において、可燃ごみの1週間当たりの各使用袋数についての問いで『0袋』と回答のあった割合は、「45リットル」と「10リットル」でそれぞれ約80パーセントと他の種類よりも10～20ポイント程度高くなっています。

バイオマスプラスチックを使用した指定袋の導入についての問いでは、『指定袋の価格が変わらないなら導入に賛成』が最も多く58.1パーセント、『指定袋の価格が上がっても導入に賛成』が次に多く17.9パーセントでした。

### **(2) 他都市の状況**

中核市及び指定袋を導入している県内他市に、指定袋の現状についての調査を実施しました。調査の結果、可燃ごみ用指定袋の種類は最大5種類で、指定袋を導入している44市のうち、本市と同じ5種類の割合は9.1パーセント、4種類は31.8パーセント、3種類は47.7パーセントでした。また、バイオマスプラスチックを使用した指定袋を導入しているのは、県内の大竹市及び安芸高田市の2市のみでした。

## **4 対応策**

### **(1) バイオマスプラスチックを使用した指定袋の導入**

ア 地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの削減及び市民の環境意識の更なる向上を目指すため、バイオマスプラスチックを使用した指定袋を導入します。

イ バイオマスプラスチックは、燃焼しても大気中の二酸化炭素を増加させないという特性があり、国が2050年までに目指すカーボンニュートラルに寄与できます。

ウ 市民アンケートにおいて、導入賛成の回答割合が高く、また、全国の中核市において先進的な取組であり、導入することで市民の環境意識の更なる向上が期待できます。

## (2) 可燃ごみ用指定袋 45リットルの廃止

ア バイオマスプラスチックの使用で原材料コストが上がりますが、市民に負担を求めないよう、その上昇幅を種類削減による製造コストの削減で補います。

イ 可燃ごみ用指定袋 45リットルは、市民アンケートにおいて、1週間当たりの使用袋数『0袋』の回答割合が80.0パーセントと最も高いため廃止します。

※ 可燃ごみ用指定袋 10リットルもほぼ同割合（79.9パーセント）ですが、可燃ごみ用の指定袋を4種類としている自治体全てが、最小サイズを10リットル又はそれ以下としています。本市は小規模世帯が多いことから、可燃ごみ用指定袋 10リットルは現行どおりとします。

## (3) 発注方法の変更

ア 製造に関して、包装方法（ロール式、平袋式等）を問わないこととし、また、製造業務と保管・受注・配送業務を分けて委託することで、広く入札希望者を募り、競争性の向上を図ります。

イ 製造業務の委託期間は、契約金額を抑えるため、1年間とします。

ウ 保管・受注・配送業務の委託期間は、円滑な業務運営を維持するため、現行どおり3年間とします。

## 5 見直しに伴う影響

(1) 発注仕様書の内容変更により、価格上昇を抑制するため、販売価格は変更しません。

(2) 新たな指定袋の導入は、来年4月頃を予定していますが、従来品も期限を切らず、引き続き使用可能とします。

(3) 市民の皆様にご迷惑が生じないように、市政だより、ホームページ、SNS等による広報を充実させます。

## 6 今後のスケジュール

時 期	内 容 等
令和4年10月末頃	契約（保管・受注・配送業務）
令和4年12月中旬	契約（製造業務）
令和5年1月～3月	周知（市政だより、ホームページ、SNS等による広報）
令和5年4月～	販売開始